

働き方改革に関する周知広報の実施

- (1) テレビスポットCM
 - 全都道府県で計188本放送
 - 厚労省ユーチューブチャンネルに登録し配信
- (2) 新聞広告
 - 全国紙5紙
 - 地方紙3紙（北海道新聞、中日新聞、西日本新聞）
 - 日刊工業新聞
- (3) リーフレットの配布（※リーフレットは別紙参照）
 - 524税務署、510税理士会支部へ周知用リーフレットを配布し、確定申告の時期を捉えた周知を実施
 - 労働局、各地の商工会議所、商工会、中央会に配布
- (4) WEB広告
 - Yahoo!、Googleにおいて、WEB広告、検索連動型広告を実施
- (5) 特設WEBサイト
 - 改正法の概要、各種資料をワンストップで提供
 - 地図情報を活用し、センターの所在地が一目で把握

- 集中的な広報・広告を実施することにより、新たに開設した「特設サイト」に誘導し、ワンストップで必要な情報を提供。
⇒働き方改革推進支援センターの更なる活用を促す!

改正法
2019春
スタート!

応援します!

あなたの会社の 働き方改革!

働き方のチェンジは
業績UPの
チャンスですよ!

<働き方改革>応援団長
松木 安太郎氏

ご存知
ですか!?

2019年より順次、改正法が適用されます!

NEW RULE

1

時間外労働の
上限規制

月45時間
年360時間 原則

2019年4月1日より施行
※中小企業は2020年4月1日より施行

NEW RULE

2

年次有給休暇の
時季指定

毎年5日

確実に取得

2019年4月1日より施行

NEW RULE

3

同一労働
同一賃金

正規と非正規の不合理な
待遇差を禁止

2020年4月1日より施行
※中小企業のパートタイム労働者・有期雇用労働者については
2021年4月1日より適用



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

詳しくは、「働き方改革」特設サイトへ
www.mhlw.go.jp/hatarakikata/

働き方改革 厚労省

検索



中小企業・小規模事業者の方々への様々な支援があります。 [詳しくはウラ面へ](#)



働き方改革を行うに当たって、以下の対応はお済みですか!?

- 時間外労働を行うには、サブロク(36)協定が必要です。
- 労働者10名以上の場合は、就業規則の作成、届け出が必要です。
- 労働契約を締結する際は、労働者に対して、労働条件を書面等で交付する必要があります。
- 賃金台帳、労働者名簿などを作成する必要があります。
- 非正規の方を雇っている場合は、正規の方と比べて不合理な待遇差がないようにする必要があります。

よく分からないという方へ、各種サポート(無料)があります!



無料相談窓口

「働き方改革」に関連する様々なご相談にワンストップで対応します!

働き方改革推進支援センター

※都道府県労働局、労働基準監督署でも相談支援を行っております。



助成金制度

各種助成金で生産性向上や業務効率化、魅力ある職場づくりなどを支援します!

- 時間外労働等改善助成金
- キャリアアップ助成金
- 業務改善助成金



支援ツール 情報提供

「働き方改革」を支援する便利なツールや、役立つ情報を提供しています!



- 36協定届作成支援ツール
- 就業規則作成支援ツール (2019年3月末公開)

サイト内にある入力フォームから必要項目を入力・印刷することで、労働基準監督署に届出が可能な書面を作成することができます。



- 同一労働同一賃金 取組手順書



- 働き方・休み方改善ポータルサイト



- 確かめよう労働条件



- 賃金引上げに向けた生産性向上を支援します!

